

平成21年度 住民税（町民税・県民税）の改正

平成21年度から実施される住民税の主な改正点についてお知らせします。
 ▼問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

1. 個人町県民税（住民税）の公的年金からの天引き（特別徴収）制度が導入されます

今まで納付書や口座振替で納付していた公的年金などにかかる個人の町県民税が、平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金・老齢年金または退職年金などの公的年金から天引き（特別徴収）されることとなります。この改正は、納付方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。

▼対象となる方

公的年金を受給されている65歳以上の方で、天引きされる年度の初日（4月1日）に年金が受給されている方。ただし、次のいずれかに該当される方は、対象となりません。
 (1) 平成21年1月2日以降に町外へ転出された方
 (2) 老齢基礎年金などが18万円未満の方
 (3) 介護保険料が普通徴収（個人納付）の方
 (4) 天引きされるべき町県民税の額が、所得税、介護保険料、国民健康保険税、及び後期高齢者医療保険料を控除したのちの老齢基礎年金額を超える方

▼天引き（特別徴収）される税額

天引き対象となる税額は、公的年金の年金所得にかかる均等割額及び所得割額です。
 ※公的年金所得のほかに給与所得があり、給与から天引きされている方の均等割額は、公的年金から天引きされませんが、所得割額は給与所得にかかる税額を差し引いた残りの税額が公的年金から天引きされます。

※公的年金所得以外の所得に対する町県民税及び、特別徴収の対象とならない方の町県民税については、従来通りの方法により納付いただくこととなります。
 ※現在、給与から公的年金の所得分に対する町県民税を特別徴収されている65歳未満の方は、平成21年度からはその部分については普通徴収により納付いただくこととなります。

※企業年金、遺族年金、障害年金などからは特別徴収されません。

2. 都道府県・市町村に対する寄附金税制が拡充されます

「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・市町村に対する寄附金税制が変更されます。

	現行	改正後
寄附金控除の対象となる地方公共団体範囲	都道府県又は市町村	都道府県又は市町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率（10%）の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて控除 【税額控除額の計算方法】 ①と②の合計額を税額控除 ①（地方公共団体に対する寄附金-5千円）×10% ②（地方公共団体に対する寄附金-5千円）×（90%-※0~40%）……改正後追加された特別控除 ※寄付者に適用される所得税の限界税率 ②の額については、個人住民税所得割額の1割を限度
控除限度額	総所得金額等の25%（地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額）	総所得金額等の 30% （地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額）
適用下限額	10万円	5千円

住民税（町県民税）の減免

失業や退職などにより所得が無くなったり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。

減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を提出してください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

▶対象者

- ①平成20年中の所得が800万円以下の人で、失業や退職、休業、廃業などの事由発生後の所得が、前年の所得と比べて半分以下に減少すると認められる人や、病気などで引き続き3ヵ月以上療養中の人
- ②納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合

▶申請に必要なもの 納税通知書・印鑑・上記の①に該当することを証明できる書類（雇用保険受給資格者証、無職の申立書、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの）

▶問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

天引き（特別徴収）の時期及び徴収方法

年度前半においては、年税額の1/4ずつを1期（6月）・2期（8月）に普通徴収により納付書または口座振替で、ご自分でお支払いいただきます。

年度後半の10月・12月・2月の年金支払い時においては、年税額の1/6ずつを年金から天引き（特別徴収）いたします。

一括の口座振替をされている方は、1期、2期分は1期に振替、10月以降は年金から天引きになります。いずれについても、手続きは不要です。

平成21年度特別徴収になる場合

普通徴収	特別徴収				
	6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※翌年度は、2月で納付した額と同じ額をそれぞれ4・6・8月に仮徴収として納めます。

▼申告手続き

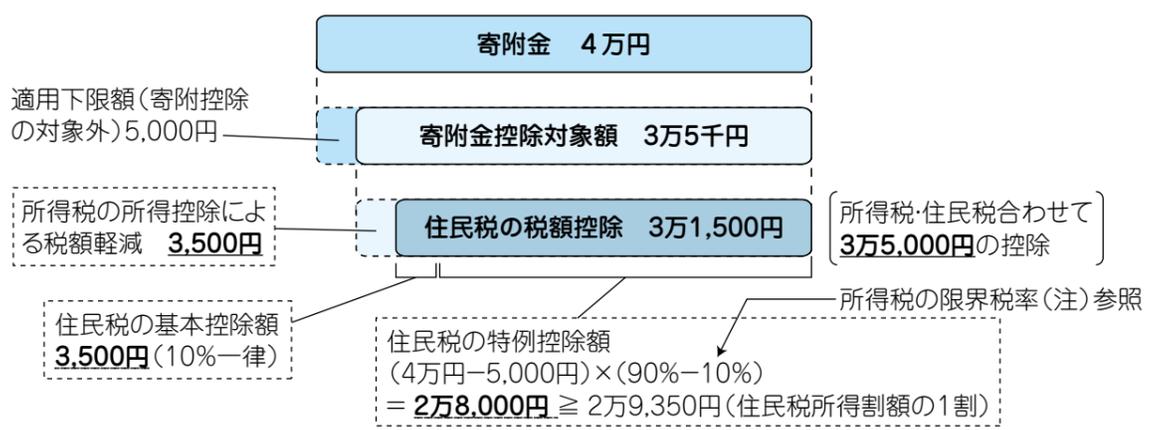
個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先からもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

※具体的な寄附の手続きについては、寄附先の都道府県・市町村にお問い合わせください。

▼条件

▽給与収入700万円、または事業所得510万円で夫婦2人（うち1人特定扶養）
 ▼所得税の限界税率：10パーセント、住民税所得割額：29万3千500円
 ※注「所得税の限界税率」は個人の所得、所得控除額に応じて5パーセント、10パーセント、20パーセント、23パーセント、33パーセント、40パーセントと変わります。

詳しくはお問い合わせください。
 税務グループ ☎079(435)0358



国民健康保険税の税率を改正しました

▼問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

国民健康保険税の平成21年度の税率は表①の通り改正されました。高齢化に伴う医療費の伸びや平成20年度からの医療費の改正などにより税率を改正しています。

保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の合計額で、医療給付費分及び後期高齢者支援金分は74歳以下のすべての被保険者が、介護納付金分は40歳以上64歳以下の被保険者が対象になります。

国民健康保険税		
医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
	▼対象 74歳以下のすべての被保険者	▼対象 40歳以上64歳以下の被保険者

医療給付費分と後期高齢者支援金の税率は、必要な医療費の額などを基に、介護納付金分の税率は、社会

保険診療報酬支払基金への拠出予定額を基に毎年見直しを行っています。保険税の一人当たりの負担額については、基金(貯金)の取り崩しや一般会計からの繰り入れにより抑えています。

医療給付費分については、所得割は7.9パーセント、均等割と平等割は、それぞれ2万7千600円、2万2千800円となっており、限度額については、47万円となっています。

後期高齢者支援金分については、所得割は2.0パーセント、均等割と平等割は、それぞれ6千800円、5千400円となっており、限度額については、12万円となっています。

介護納付金分については、所得割は2.4パーセント、均等割は1万3千200円となっており、限度額については、10万円となっています。

保険税の納め方

普通徴収：保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末(12月は25日)で、その日が金融機関の休日になった場合は、翌営業日となります。

特別徴収：国民健康保険に加入する65歳以上74歳未満の世帯主の方で、左記の①～④の全てに該当する方は、原則として年金から収めていただくこととなります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入しており65歳以上74歳未満である場合
 - ②世帯の国民健康保険加入者が全員65歳以上74歳未満である場合
 - ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
 - ④世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の半額を超えない場合
- また、平成21年度中に75歳になる方については、後期高齢者医療保険に加入される年になりますので、納めすぎを防ぐために、国民健康保険税は、普通徴収に変更されます。



保険税の減免申請

失業、退職などにより所得が激減するなど、一定の要件を満たすときは、申請することによって保険税の減免を受けることができます。提出期限は、納期限の7日前までとなっています。

所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者(世帯主)と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。

ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養となっている方、給与や年金の支払報告書が提出されている方は不要です。

所得の申告がなければ軽減(減額)も受けられませんので、ご注意ください。

保険税を滞納すると保険証をお渡しできなくなります

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続きをすることによって、医療費の7割分を請求することができません。

さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期内に納めましょう。

口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。郵便局でもご利用いただけます。

▼問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

表① 平成21年度国民健康保険税の税率

	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
	20年度	21年度		20年度	21年度		20年度	21年度
①所得割	6.90%	7.90%	④所得割	1.40%	2.00%	⑦所得割	2.40%	2.40%
②均等割	24,000円	27,600円	⑤均等割	5,400円	6,800円	⑧均等割	13,200円	13,200円
③平等割	21,600円	22,800円	⑥平等割	4,800円	5,400円			
課税限度額	470,000円	470,000円	課税限度額	120,000円	120,000円	課税限度額	90,000円	100,000円
①所得割：被保険者の20年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額			⑤所得割：医療給付費分と同様に計算し、2.00%をかけた金額			⑦所得割：医療給付費分と同様に計算し、2.40%をかけた金額		
②均等割：被保険者1人につき27,600円			⑥均等割：被保険者1人につき6,800円			⑧均等割：被保険者1人につき13,200円		
③平等割：1世帯につき22,800円			⑦平等割：1世帯につき5,400円			1年間の保険税額=⑦+⑧		
1年間の保険税額=①+②+③ (最高47万円)			1年間の保険税額=⑤+⑥+⑦ (最高12万円)			(最高10万円)		

*医療給付費分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者の方に課税されます。
*介護納付金分は、40歳～64歳の被保険者の方のみ課税されます。

	区分	改正前【平成21年6月末まで】	改正後【平成21年7月から】	
老人医療費助成事業	対象者	65歳以上69歳以下の者	同左	
	所得制限基準	本人が町民税非課税者で現役並み所得者の家族でない者	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の者 ※制度対象外となる非課税世帯で年金収入80万円超の者については、平成23年6月末まで経過措置あり	
	一部負担金	定率2割負担 【所得を有しない者は1割負担】	同左	
	負担上限額	一般の場合 外来 月額12,000円 入院 月額44,400円 低所得Ⅱの場合 外来 月額 8,000円 入院 月額24,600円 低所得Ⅰの場合 外来 月額 8,000円 入院 月額15,000円	一般の場合 廃止 低所得Ⅱの場合 外来 月額 8,000円 入院 月額24,600円 低所得Ⅰの場合 外来 月額 8,000円 入院 月額15,000円	
障害者医療費助成事業 ・ 高齢障害者医療費助成事業	対象者	・障害程度1級・2級・3級（内部障害のみ）の身体障害者 ・知的障害者（療育A・B1判定） ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象	同左	
	所得制限基準	特別障害者手当の所得制限を準用	町県民税所得割税額23.5万円未満の者	
	一部負担金	外来	1医療機関あたり、1日500円を限度に月2回（1,000円まで）の負担 【所得を有しない者は、1日300円を限度に月2回（600円まで）の負担】	1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回（1,200円まで）の負担 【所得を有しない者は、1日400円を限度に月2回（800円まで）の負担】
		入院	定率1割負担（負担限度額 月額2,000円） 【所得を有しない者は、月額1,200円】 ※長期入院（連続して3ヵ月を超える入院の場合）は、4ヵ月目以降一部負担金なし	定率1割負担（負担限度額 月額2,400円） 【所得を有しない者は、月額1,600円】 ※長期入院（連続して3ヵ月を超える入院の場合）は、4ヵ月目以降の一部負担金なし
乳幼児等医療費助成事業	対象者	9歳に達する日以降の最初の3月31日まで	※乳幼児等医療費助成制度については、今回改正はありません。	
	所得制限基準	所得制限なし		
	一部負担金	外来		一部負担金なし
入院		一部負担金なし		
母子家庭等医療費助成事業	対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児	同左	
	所得制限基準	児童扶養手当の所得制限を準用	同左	
	一部負担金	外来	1医療機関あたり、1日500円を限度に月2回（1,000円まで）の負担 【所得を有しない者は、1日300円を限度に月2回（600円まで）の負担】	1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回（1,200円まで）の負担 【所得を有しない者は、1日400円を限度に月2回（800円まで）の負担】
		入院	定率1割負担（負担限度額 月額2,000円） 【所得を有しない者は、月額1,200円】 ※長期入院（連続して3ヵ月を超える入院の場合）は、4ヵ月目以降一部負担金なし	定率1割負担（負担限度額 月額2,400円） 【所得を有しない者は、月額1,600円】 ※長期入院（連続して3ヵ月を超える入院の場合）は、4ヵ月目以降一部負担金なし

※所得を有しない者とは、町県民税非課税世帯で世帯全員の前年の合計所得金額が0円の人です。

福祉医療制度の改正

高齢者、障がい者、母子・父子家庭等及び乳幼児など、医療保険制度の自己負担の一部を助成している福祉医療制度が、7月より改正されます。

▼問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。この度の見直しは兵庫県の行財政構造計画の一端として実施され、この制度が将来にわたり持続的で安定した制

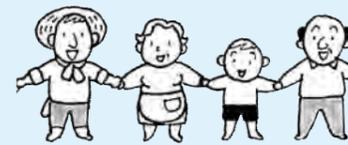
度として維持していくために、制度を取り巻く環境の変化に対応した見直しを行うものです。老人医療費助成制度については、高齢者を取り巻く社会環境や国民意識の変化と医療保険制度改革に対応

し、助成対象を低所得者に重点化するるとともに、低所得者基準を拡大します。また、障害者医療費助成制度・高齢障害者医療費助成制度においては、自立支援医療との整合を図るため、所得制限や一部負担金の見直しを行い、母子家庭等医療費助成制度においても障害者医療費助成制度に準拠した一部負担金の見直しを行います。

「障がい福祉なんでも相談室」とあるように、日常生活で困っていること、また福祉サービス利用申請の仕方など、なんでもご相談ください。上記のような相談を、相談員は相談者とともに一緒に考えていきます。相談内容が外に漏れることはありません。相談内容によって、他の機関に連絡をする場合は、ご本人やご家族の方の了承を得て、対応していきます。また、精神障がいについては、身体や知的の障がいについての相談も必要な方には、身体・知的の相談員と連携して対応します。

障がい福祉なんでも相談室

利用予約の電話番号が変更になりました
☎079(435)2361



4月号から紹介しております障がい福祉なんでも相談室、今月号で最後になります。
精神障がい者相談員の荒木さんからの紹介です

どこで誰に相談すれば良いのか、または、相談といってもどんな相談のつてくれるのかでお困りの方いらつしやいませんか？精神障がい者相談員の活動を紹介します。

●相談内容

Q. 精神障がい者手帳について知りたい

A. 申請の仕方、手帳により利用できる福祉サービスなどの話をします

Q. 家族が精神的に良くなり、精神科を受診させた方が良いのか、またどこに精神科病院、クリニックがあるのか教えてほしい

A. ご本人の様子を聞かせていただき、受診の必要性がある場合は、医療機関の情報提供をします

Q. 経済的に困っているので、障害

年金や生活保護について教えてほしい

A. 障害年金や生活保護の概要、支給要件、申請の流れをお話します

Q. 体調を崩してしまい、仕事をしたいが、すぐに働けるか自信がない

A. ご本人の意向を聞き、作業所などの情報提供をします

●その他

「病気の症状について」「福祉サービスを利用したい」「今の自分の気持ちを聞いてほしい」「障がいのある子どもとの接し方がわからない」……と、相談は多種多様です。

一人で行くのが不安な方は、ご家族と、またはご家族のみや関係者の方からでも相談を受け付けています。

「障がい福祉なんでも相談室」とあるように、日常生活で困っていること、また福祉サービス利用申請の仕方など、なんでもご相談ください。上記のような相談を、相談員は相談者とともに一緒に考えていきます。相談内容が外に漏れることはありません。相談内容によって、他の機関に連絡をする場合は、ご本人やご家族の方の了承を得て、対応していきます。また、精神障がいについては、身体や知的の障がいについての相談も必要な方には、身体・知的の相談員と連携して対応します。

ご本人やご家族の都合により外出できない場合には自宅に訪問もしていますので、「ご利用ください」。